

第3項 ふるさとのみどりの保全

練馬区は23区の中でもみどり豊かな区です。練馬区のみどりを代表するのは、練馬大根やキャベツから連想される農地とそれをとりまく雑木林や屋敷林です。しかし、高度経済成長に伴い練馬区への人口流入が激しくなり、こうした土地の宅地転用が進みました。市街化が進む中、ふるさを象徴する農地や樹林地を保全するために、さまざまな施策を実施しています。

(1) 保護樹木・樹林

貴重なみどりを保護するために、所有者の同意を得て幹の直径が50cm以上の樹木を保護樹木、面積が300㎡以上の樹林を保護樹林に指定しています。平成25年4月1日現在、1,276本を保護樹木に、74か所(203,024㎡)を保護樹林に指定しています。

(2) 憩いの森・街かどの森

土地所有者のご協力を得て、練馬区内に残る貴重な樹林地の保全を図りながら、憩えるスペースとして区民の皆さんに開放しているのが憩いの森・街かどの森です。それぞれの樹林の特徴を活かしながら、自然への影響を最小限におさえた整備をしています。

憩いの森は1,000㎡以上、街かどの森は300㎡以上1,000㎡未満を基準としており、土地所有者と5年間または20年間の無償貸借契約を結んでいます。貸付けられた土地は、都市計画税、固定資産税が非課税になります。

平成25年4月1日現在、憩いの森は43か所107,392㎡、街かどの森は5か所2,983㎡となっています。

(3) 特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境を守るため、都市緑地法にもとづき、区内で初めての特別緑地保全地区として、平成18年11月、早宮3丁目に「早宮けやき特別緑地保全地区」を定めました。また、屋敷林としても平成20年1月に練馬区指定天然記念物に指定しました。

(4) (仮称)こどもの森事業

(仮称)こどもの森は、子どもたちが練馬のみどりの中で交流しながら楽しむ自然体験や自由遊びを通して地域や環境への愛着を深めることにより、ねりまのみどりの保全と創出に向けた意識を高めていくことを目的として、事業を進めています。これまで、平成23年度、24年度と体験イベントを開催するとともに、平成24年10月には(仮称)こどもの森基本構想を策定し、常設施設の設置を検討しています。

(5) 土支田農業公園

土支田農業公園は、区民の皆さんが農業を体験し、みどりに興味を持っていただくことを目的に平成5年に開園しました。4月から翌年2月の期間で農業教室を開催し、100世帯が野菜作り等を学んでいます。